

統計センター分科会における評価の考え方

1. 基本的考え方

- (1) 評価の考え方は、「独立行政法人通則法（以下、通則法という。）」第32条に基づいて実施する各事業年度に係る業務の実績に関する評価、及び同法第34条に基づいて実施する当該中期目標期間における業務の実績に関する評価の方針を定めるものとする。
- (2) 評価の考え方は、総務省独立行政法人評価委員会です承された「独立行政法人の評価の基本的考え方」に基づくものとする。

<基本方針>

中期目標、中期計画に係る業務の実績を客観的に把握し、達成度を明確に示すこと。

中期目標、中期計画の達成状況等を踏まえ、独立行政法人の事業活動、業務運営等について、多面的な観点から当該法人を総合的に評価し、組織、業務等について、改善すべき点等を明らかにすること。

中期目標、中期計画について、一層適切なものとなるよう見直し、必要に応じ、修正を求めること。

各事業年度の評価は、中期計画の終了時の評価を念頭に置きつつ行うこと。

- (3) 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」との整合性を図りつつ、効率的なものとなるよう配慮する。

2. 評価の方法

独立行政法人の評価は、大別して以下の二つにより行う。

中期目標、中期計画に定められた各項目の達成度を確認すること等により評価。

(項目別評価)

上記 の評価結果を踏まえ、独立行政法人の運営について主要な観点からの分析を行うとともにそれらに基づき総合的に評価。(全体的評価)

(1) 項目別評価

ア 中期目標、中期計画に定められた各項目について、その実施状況を5段階で評価。

各事業年度に係る業務の実績に関する評価についても、事業年度ごとの計画に定められた、中期目標を達成するための措置について、下記の基準を準用して評価。

- AA (中期目標を大幅に上回って達成)
目標を100%を超えて達成したと判断できる
- A (中期目標を十分達成)
目標をほぼ100%達成したと判断できる
- B (中期目標を概ね達成)
目標の80%程度以上を達成したと判断できる
- C (中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある)
目標の70%程度未満しか達成できなかったと判断できる
- D (中期目標を下回っており大幅な改善が必要)
目標の60%程度未満しか達成できなかったと判断できる

イ 評価に当たっては、できる限り定量的な指標、客観的な基準を設定。

一つの指標で適切に評価が行えない項目については、複数の組み合わせ、定性的な評価項目の達成状況との組み合わせ等により評価を実施。

客観的な評価基準を設定することが困難な項目については、委員の協議により評価を実施。

ウ 評価に併せ、必要に応じ、改善すべき事項、目標設定の妥当性等を記述。

評価項目

中期計画の1, 2の区分を基本とするが、その項目の業務内容等に応じた適切な評価項目の区分を決定する。

達成度の考え方

当該事業年度及び中期目標の期間における達成度を評価する。中期目標の期間における達成度については、各事業年度の達成度を勘案して評価する。原則、中期計画で数値目標が記述されていれば、数値により進捗状況の把握を行う。

評価基準及び評価指標

項目ごとに評価基準及び評価指標を定めることとする。

評価の観点

評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に示されている政策評価の観点も踏まえ、「必要性」、「効率性」及び「有効性」の観点から行う。

(2) 全体的評価

- ア 独立行政法人の任務達成に向けた、事業の実施、財務、人事に係るマネジメント等について、それぞれの観点から評価。
- イ 項目別の評価の結果等を総合し、独立行政法人全体について評価。

主要な観点についての評価

項目別の評価等を勘案し、以下の観点について評価を実施する。

業務の効率化（人事に係るマネジメント）

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上

財務内容の改善

その他

独立行政法人全体についての評価

当該年度又は中期目標の期間における中期計画の達成度（項目別の評価、主要な観点についての評価等を総合的に勘案）

業務運営等改善すべき点

3 . 評価調書の様式

- (1) 全体的評価表（案）
- (2) 項目別評価総括表（案）
- (3) 項目別評価調書（案）

4 . 評価の進め方

- (1) 評価方針の策定
- (2) 統計センターから当該年度の実績報告、財務諸表、評価調書の提出
 - ・評価調書については、評価基準に基づく当該年度又は中期目標期間の実績を記述。
- (3) 分科会及び評価委員会での評価作業
 - ・実績評価に当たっては、実績報告書等に基づくとともに、必要に応じて統計センターから業務の実績や自己評価等の聴取及び現地視察等を行い、項目別評価（案）を作成。
 - ・合議により分科会としての評価結果（案）の取りまとめ。
 - ・評価委員会へ評価結果（案）を報告し、評価委員会で評価結果を確定。
- (4) 評価結果の通知及び公表
 - ・政策評価・独立行政法人評価委員会及び統計センターへの評価結果の通知及び公表
- (5) 評価結果の次年度の予算要求作業への反映